

その後、いろいろな発言もあり、さらに二十名の枠を十八名に減らすことには反対である。あるいは数字合わせとか中身合わせをするようなことでは、いい基本構想もできないので反対である、このような意見もあり、本案について起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第五十号福生市基本構想審議会条例について、反対討論をいたします。

そもそも基本構想を定める規定は、昭和四十四年の地方自治法の改正の際挿入されたもので、この時期は新全国総合開発計画の決定、新都市計画法の施行、広域市町村圏計画の実施と一致していることからわかるように、新全総を頂点として住民集団の地域開発を新しい形で推し進めるため、市町村行財政を中央に直結させることをねらったものです。このことは当時の自治省行政局長の通知からもそのことははっきり露骨に示されています。

しかし、これまで主として執行機関の責任において決定されてきた市町村の総合計画が大綱だけとはいえ、議会の議決事項に変わったことにより、住民の意思を反映した住民のための諸計画をつくらせる足がかりにもなることができる一面を持っております。したがって、基本構想を策定する場合には、何よりも徹底した民主主義がまず貫かれなければなりません。

前回の審議会は二十名で構成し、市議会議員を五名としておりましたが、それでも与党派が委員を独占し、既に発足時点から民主的な運営が欠落しておりました。そうしてでき上がりました基本構想は、基地問題、婦人問題、教育問題、福祉問題など、市民の願う方向を基本的に目標とするものではありませんでした。それは今日の福生市の現

状を見れば、この十年の歴史の審判が出ていると思います。

こうしたことに無反省の上に立って、また審議会を発足するわけですが、今回は前回にも増して市議会議員を二名とするなどとなっており、今議会の会派構成は、前回時点よりもよりはっきりしていることから見ても、当初から市当局自身が野党会派の意見を審議会に反映させる気が毛頭ないこともはっきりと示しております。その上、市長は一人提案した条例の修正をし、いたずらに時間を浪費するなど大変な不手際を平気でやっております。

修正提案された条例は、構成員を十八名と後退させるなど、私はとんでもないことだと思えます。まじめに福生市の目指す方向を決めるのであれば、多少時間がかかろうとも、もっと市民参加の道を開き、審議を尽くすことは当然であります。前回の誤りを繰り返すことなく、市民本位の基本構想をつくるためには、この審議会ではまことに不備であることを私は指摘いたしました。簡単ではございますが、反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者野口秀世君。

（三番 野口秀世君登壇）

○三番（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第五十号福生市基本構想審議会条例に賛成の立場から、討論を行います。

本条例は、基本構想の策定に対し、市長の諮問機関として審議会を設置し、二十一世紀に向かう福生市のあるべき姿、施策の大綱等を審議、答申をいただくためのものでございます。

基本構想は市の将来像と、そういう市をつくるための施策の大枠を示す根幹となる最上位計画であり、その重要性につきましては今さら申し上げるまでもないことだと思えます。

その構想の策定に当たり、御意見を伺う審議会は市民参加という視点からも極めて有意義であります。審議会の委員については、都市基盤、生活基盤、産業、行財政という四つの分野のうち、行財政及び全体的視野から議員が入り、他の三つの分野については今後のまちづくりの課題となる十六の分野から、年齢、性別等も配慮して委嘱することでございます。もちろん審議会以外にも議員の意見あるいは世論調査、対話集会等による市民の方々の御意見を伺いつつ策定が進むということにつきましては、総務委員会の審議の中でも明らかにされておりますし、議会は基本構想を最終的に議決する立場にもあります。このような点から、この審議会の組織はまことに適切なものと考えます。

本審議会が審議を尽くし、立派な答申を出されますように御期待を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

(拍手)

○議長(村尾栄次君) 次に、反対者十三番遠藤洋一君。

(十三番 遠藤洋一君登壇)

○十三番(遠藤洋一君) 議案第五十号福生市基本構想審議会条例に反対の討論を行います。

最初に、基本構想審議会条例に反対する理由だけ簡単に述べますけれども、一つは、つまり条例の出し方そのものの問題があるというふうに思ふんですね。もう一つは、中身の問題で、二つからやはり反対をしなければいけないと思つています。

基本構想が必要であるかどうかという基本議論はこの際、除きたいと思ひますけれども、こうした形での議案の審議の仕方——途中で訂正削除があつて変わったんですけれども、その中の議論の中でも、やはり幾つか、この審議会そのものに対する疑問というのは出てきたような気がします。

特に一つ目には、今、松山議員の反対討論の中にもありましたとおり、人数の問題があります。基本的にはこういう考え方です。つまり少数の方が意見がまとまりやすいのであるという基本的な考え方からなっています。これは基本的には、つまり民主主義をどのように考えるかというルールから外れるというふうに思ふんです。何人が適切であるかということの考えの以前に、少数である方がまとまりやすいという考え方から発するような定員の置き方にはまず賛成することができないわけです。

もう一つの問題があります。それは、それぞれの分野、十六の分野が出てきました。安全から始まりまして都市開発、アミニティーの問題、その他十六の分野が出てきた上で、行財政については議員をという形です。しかし、そのところに問題がまだあると思います。例えば議会と、それから審議会との関係はもちろん独立した関係ですから、その中に議員が入ることそのものの問題というのはあると思ふんです。むしろ市民の代表をふやして、市民の代表の一人が議員である形ならわかりますけれども、議会の議員の当て職のような形での議員を入れることについては、やはり賛成ができないということがあると思ふんですね。

行革審のときにも覚えていらっしゃる議員さんも多いと思ひますけれども、議員が二人入ったわけです。そうしま

すと、例えば議会に対することについてはさわるのかというような他の市町村から話もあつたりしまして、議員がその手の審議会や、それから諮問機関に入ることには基本的に私は反対ですけれども、今回も同じように考えています。

それから四番目の市職員について、これは削除であるということですが、実際、委員会の中で、それではなくなった職員そのものをどういうふうに仕事を割っていったのかということを聞いているわけです。先ほどの委員長の審査報告の中で出てこなくて、いろいろな意見というふうにまとめられてしまいましたけれども、現実にはそれらについて出てきているのは、例えばいろんな説明とか、あるいは説明要員として考えてたと言ふんです。そういうような形であらかじめ市の職員を入れているような想定の仕事もおかしいと思ひますし、基本的には、この条例に関しては一たんとにかくここで否決をして、一たん市長さんのところに戻ってもらう。その上で考え方をきちんとまとめられてまた出てくるということであれば、全体としてはすぐさんなつくり方をした条例だと思ひますし、人数合わせという点——先ほど、委員長報告の中にありまして、私の発言ですけれども、全体としては、まず数を決めておいてから中身をつくるというような形では、やっぱりまずいと。

本当に市民のための基本構想をつくるならば、例えば市民の代表であれば私は公募をすべきだと思ひますし、それから委員長報告の中にありましたとおり、男女比については考慮するということであれば、本当にあらかじめ半々であるぐらいのことを言い出してもいいと思ふんです。そういうようなことがない中で、むしろ条例を通すことだけに執着するような形の条例の提出の仕方は、非常に議会としても受けるべきではないというふうに思ひます。

この条例は、とにかくここで否決をして、一たん市長さんに戻ってもらう。その上で新しく考え直していただいでまた出てくることかふさわしいというふうに思つておりますので、この条例に対しては反対をしたいと思います。

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第五十号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第五十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 追加日程第二議案第四十四号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第四十四号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、審議会委員の中に議員の扱いについて各会派から選ぶか、さもなくばゼロと先ほども意見を申し上げていることと関連しますので反対するとの意見がありました。

後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十四号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第四十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 追加日程第三議案第五十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長村野和一郎君。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第五十一号中総務委員会所管分につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、歳入全般につき理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、教育費国庫支出金で五小の増築関係の補助金が減額になったのはなぜかとの質疑に、六十三年当初予算編成時期には一学級増と推計して予算を計上したが、児童の移動が多く学級増の必要がなくなったために補助金が交付されなくなったので増築を取りやめた。六十六年ごろにはふえるという傾向にはあるとの答弁がありました。

また委員より、繰越金は今回も基金へ積み立てるということで、これは今回も反対の理由の一つであるとの意見がありました。

次に、教育費を除く歳出について理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市長への手紙の受け取りの郵便料はどこに計上されているのかとの質疑に、二千通設置するうち三百通は返ってくると考え、通信運搬費に計上したとの答弁がありました。

委員より、前回、市長への手紙を行ったときの実績を教えてほしい。これはどのような趣旨で行うのか。また回答はするのかとの質疑に、前回は四十七年に一カ月間の期間で、広報にはがきを折り込んで全戸配布という形で行い、百十六通の投書があった。匿名のものは除き回答を出して、市民生活全般にわたるものについては広報で市長の考えを示した。これはできるだけだけ市民に行政に参加していただくためであり、記名のあるものについては回答を出すとの答弁がありました。また委員より、市長への手紙は結構なことだと思う。あらゆる機会にあらゆる市民の意見を聞いてほしいとの意見が出されました。

次に、教育費に移り、理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、五小の増築については、六十六年ごろには可能性があるということだが、市民感覚で言えば、今つくった方が安くできるのではないかと思うが、どうかとの質疑に、補助金の交付は三年後ぐらいの状況まで見て交付されることもあるが、この場合、それでも学級増の予想がつかず、やはり補助金をもらって増築する方がよいということで見送ったとの答弁がありました。

委員より、一般財源の範囲内でできるのでやってほしいかとの意見もありました。

また委員より、学校施設整備基金は今後どのように使っていく考えかとの質疑に、八小建設、都営住宅の建て替えに伴うこと等も考え、多額の経費が予想されるので、なるべく使わずに積み立てたいとの答弁がありました。

委員より、それも一つの考え方だが、他の使い道も考えてよいのではないか。八小をつくるとすれば子供のためを考えてほしいと思うとの意見がありました。

後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に、建設委員長在原 博君。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第五十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算

（第二号）歳出予算のうち建設委員会所管分について審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、公園管理費中の武蔵野台及び武蔵野台東公園照明改良工事で、武蔵野台公園であるが、できればベンチやすべり台、ブランコ等を設置していただければと思うが、どうか。理事者より、確かに武蔵野台公園についてはそういった施設がないが、御意見等を参考に今後検討させていただきたいと思う。

委員より、土木費中の私道整備事業に今年度七件分の一千四百万円の補正ということだが、その状況について伺いたい。理事者より、今回の補正については、平均すると大体一件当たり四十五メートル程度、幅が四メートル程度の道路であり、今回、七件程度の補正をお願いしたい。

委員より、工事請負費中の加美の立体交差の排水の補修工事であるが、その工事については五百万円足りるのか、また、その工事の方法を伺いたい。理事者より、立体交差近くの豆腐屋の所の排水管が現在百五十ミリ程度の管であるが、約三百ミリの五十メートルの工事と立体交差内部の左右のブレーキングの構造が違っており、一つは下にあるのではなく、横にあるために泥が詰まると滞留するというところで、そこを流れやすくする工事を一カ所程度すること、雨水排水の対応ができるということとで五百万円ほど計上させていただいた。

委員より、工事請負費中の片倉跡地に通ずる分水の整備工事であるが、ここで急いで三百万円を計上してやらなければならぬ理由があれば伺いたい。理事者より、今回、補正を組んだタイミングの問題ですが、これについては関係者の整備といったものに合わせるという形で補正を組ませてもらったという経過があるが、この水路については、これからの市のまちづくりのために必要な水であり、緑であるという基本的な考え方に立って、将来に向けて保全していくことと、片倉の跡地の中の整備の中で、この水を生かしていくということ、それから将来の道路整備にも役立てたいということから、水路部分について、当面道路としての補強を持たせた形での整備をするということと、この片倉跡地の分については仮設費ということで組ませていただいたということで御理解をいただきたい。

委員より、この水路の上に建物を建てることのできるのか、また現在、分水路の中で実際に工作物がその水路の上

に載っている実態があるのか。理事者より、構造上、問題がなければ建つということである。また実態調査というものはしていないので、どのような形で利用しているか定かでないが、民地の中を通っている水路については、かつての石垣等が土管等にかわって利用されているというふうに聞いている。

委員より、今後、こういう水路は一度つぶれるともとに戻らないので、こういう問題を契機に、水路のある地主さんを集めて、どう保全していくか市側のしっかりした態度で進めていっていただきたいと要望があり、委員より、武蔵野台及び武蔵野台東公園の照明改良工事について、市の児童公園を含めて整備の考え方として、地域によっては暗くて防犯上問題のところもあるのではないかと思うが、面積的にどのくらいの照明をしていくとかの基準をしっかりとされた方がいいと考えているが、どうか。理事者より、他の公園についても木が大きくなって光が届かないようなことでも、もう少しつけてもらいたいという要望を承っているが、今後、そういった時点で状況を調査して、できるだけ問題のないような方法をとって改修していきたいと考えている。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。
何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾米次君） 次に、厚生委員長齋藤 巽君。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第五十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第二号）歳出予算のうち厚生委員会所管分について、審査の御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たり理事者より説明を受けた後、質疑に入り、委員より、ひまわり共同作業所補助金の東京都の基準と、補助金には建物に対する安全基準とか指導者の運営等の基準はなく、ランク別のみにより補助金を出すのかとの質疑に、都の基準ではA、B、Cと分かれており、当作業所はBランクで、事業費が五百六十万円、行事費が十万円、健康管理費が一万五千元、開設準備費が五十万円、加入保険料一万一千七百元、交通費百二十万円、合計七百四十二万七千元となっている。また都の基準では、指導室、便所その他の設備を設けるものという中で、日照、通風等の

注意事項は何点があるが、特に人員、面積などはうたわれていない。

また委員より、大きな災害がなかったときは、それなりに出勤体制をとり、災害対策本部をつくり対応すると思うが、そのほかの大雨、強風の場合の職員の対応について伺いたい。理事者より、豪雨は局地にあるので警戒警報、注意報がなくても、情報交換をし、状況判断により危険箇所を夜間においても巡回している。

また委員より、東京都市町村総合組合消防分担金の一人当たり二百円増に伴う補償額はかわるのか。また補償額について伺いたい。理事者より、今回、増額等に伴う補償額の変化はない。補償は死亡が二十万円、重度障害が百万円、公務以外によるものの五十万円、障害の見舞い金があり、二級が二十五万円、三級十五万円、四級九万円、五級四万五千元、六級三万円であるとの答弁があり、委員より、福東会館の擁壁の崩壊について、生活保護世帯の今年度現時点での廃止件数について。理事者より、福東会館入り口の所で長雨で崩れかかった部分があり、来年度工事予定であったのを今回補正している。生保廃止、九月一日現在、五十六件である。内容については出ていない。

また委員より、医療費の減額は生保家庭の減によるものと思うが、その原因の変化があるのか。また医療を受ける場合、市役所で医療券を受け取った後に病院へ行くという現行システムの改善についての質疑に対し、医療費の全体に占める割合が下がっていることが原因で、高額のものがないものと思う。医療券については法に沿って行っているものである。しかし、病気の重い方、精神障害のある方、入院している方等については市から病院に届け、トラブルのないように配慮している。

また委員より、最近、マンション等の建設により防災無線がよく聞こえない等の批判が市窓口に来ているのか。それと福祉会館の音響設備が聞こえにくい、どの程度改善されたのかの質疑に、消防団の幹部会議中で福生駅付近あたりが聞こえにくいとの話があり、場所によっては必要ではないかの希望もあり、その場所は探して、来年度あたり計画したいと考えている。福祉会館の放送設備については、今回の補正のコミュニティ補助事業の一環として百八十万四千円の中で早急に改善したいと考えているとの答弁があり、また委員より、福祉会館を利用するお年寄りは、夏場は暑いさなかに家に帰ることなく、ゆっくりしたいという希望もあるので、サマータイムを使い時間延長ができないものか。理事者より、大変難しいような気もしないが、勤務時間等の絡みもあるので検討したいと思うとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時五分 休憩

~~~~~

午後一時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第五十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第二号）について、反対討論をいたします。

当補正予算は、歳入では確定した財源 市税の一億七千三百万円、寄附金一億三千四百四十万三千円、そして繰越金六億四千五百四十九万八千円などを主として計上したものであります。六十三年度は、まだ半年も残っている時点で、特定財源の寄附金を別にいたしましたとしても、市税と繰越金の合計で八億一千八百四十九万八千円という巨額の財源が確定したものであるわけですから、当然これらの財源を活用し、市民対策の施策が執行できるものであり、また期間も十分に残されております。

しかるに、今回も例年と同じく、都市施設整備基金繰入金三億円の全額繰戻しの措置を行い、その上、本年度は都市施設整備基金に四億円も早々と積み立てをするという、市民のことなどおおよそ考えないというような措置をとりました。これによって都市施設整備基金は総額四十四億七千七百四十五万円の巨額に上っています。石川市政におか

れまして、こうした予算を見る限り、今までの市政と何ら変わることがないということが本予算にはあらわれていると思います。

また当補正予算におきましては、教育費において第五小学校の二教室増築分三千七百九十八万九千円のカットが行われておりますが、児童の移動によるための一教室増築を必要としなくなったということはわからないでもないが、本来、教育委員会としても一教室ゆとりを持たせるための二教室増築であったわけでありますから、補助金がつかないとは言え、単独でも一教室の建設を実施すべきである、このことが教育関係者の期待にこたえる方向であったと思います。ましてや財源的には十分な保障があることは申すまでもありません。

福生市基本計画（修正）におきましても、五三ページ、第二節、学校教育の項を見ましても、現在、学校数は小学校七校、中学校三校であり、すべて鉄筋化され、広い校庭と体育館、プール等を備え、極めて恵まれた環境にあるなど現状を評価しておりますが、ゆとりの一教室さえも増築できないで何が極めてすぐれた環境と言えるのか、恵まれた環境と言えるのか、私は強く申し述べたいと思います。私は、教育委員会及び市当局の市民の要望にこたえない姿勢を厳しく批判するものであります。

以上、簡単でございますが、当補正予算の主な問題点だけを指摘いたしましたので、私の反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者七番佐藤慶二君。

（七番 佐藤慶二君登壇）

○七番（佐藤慶二君） お許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第五十一号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第二号）に対しまして、賛成の討論をいたします。

今回、約六億三千余万円の補正内容を見てみますと、歳入においては、市民税の増額や宅地開発指導要綱に基づく寄附金とか六十二年決定算に伴う繰越金など、一部国庫補助金の減額はあるものの、堅実で、しかも順調に増収が見込まれていることはまことに結構なことであると考えております。

また歳出を見ますと、新たに石川市長のお考えによるものと思われ、市民の声と市行政に反映させるための広聴活動費初め将来の福生市の進むべき指針となる基本構想を策定するための諸経費約五百万円についても、当市にとって重要な課題であり、次代の方々にも誇れるような基本構想となるよう心から期待するものであります。

さらに、土木費における私道や市道の改良整備事業であります。市民生活の環境整備と相まって、本工事も年度内消化に鋭意御努力をされることをお願いいたします。また今回、宅地開発指導要綱による学校施設など整備基金一億三百万円、あるいは都市施設整備基金も本年度取り崩すこともなく済んだ上に四億円もの積み立てができたことは、今後の行政需要を考えればまことに賢明な措置であり、理事者側の御努力に心から敬意を表するものであります。

なお、教育関係において、第五小学校の児童増加が見込めず、国庫支出金など約三千八百万円の減額があるが、このようなことは教育行政推進上、決して好ましいことではないと考えられますので、今後は慎重に状況分析をし、計画実施されますことを苦言しておきたいと存じます。

以上のような観点から、私は本案に対しまして賛成するものであります。(拍手)

○議長(村尾米次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第五十一号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(村尾米次君) (賛成者起立)

起立多数であります。よって議案第五十一号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾米次君) 日程第七議案第五十二号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第五十二号につきまして委員会における審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査に当たって理事者より説明を受けましたが、特に発言もなく、原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(村尾米次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾米次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾米次君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾米次君) 日程第八議案第五十三号昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第五十三号昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。  
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第九議案第五十四号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第五十四号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第で

あります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十陳情第六十三・七号ひまわり共同作業所に対する補助金交付に関する陳情書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、陳情第六十三・七号ひまわり共同作業所に対する補助金交付に関する陳情書につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（陳情審査報告書）別添参照

本陳情書は、六月、厚生委員会に付託され、六月十六日、現地視察をし関係者より説明を聞き、その後、委員会において検討し継続となり、去る九月十二日の委員会において、ひまわり共同作業所について都の補助金がついた状況

もあり、今後の運営について相当財政的に困難が予想さるようであるので、その点もあわせて考えていただき、市もしばらくの間、ケアしていただき、当施設の発展と充実を願ひ、陳情の趣旨は了とされ採択されたいとの発言もあり、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十三—七号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって陳情第六十三—七号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十一陳情第六十三—八号ジュネーブ条約追加議定書の加入に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、陳情第六十三—八号につき委員会における審査報告を

させていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（陳情審査報告書） 別添参照

本陳情書は、去る六月定例会において当委員会に付託されたわけですが、六月十七日の委員会においては、なお慎重に審査すべきであるとのことで継続となり、今回引き続き審査いたしました。

委員より、内容を見てみると戦時下の民衆を守ることがかなり入っているし、平和時だからこそういった議定書に加入した方がよいと思うので、ぜひ採択してほしいとの意見がありました。

後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十三—八号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって陳情第六十三—八号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十二陳情第六十三—十号「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情書、日程第十三陳情第六十三—十二号義務教育国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情書の二件を一括して議題といたします。

本二件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、陳情第六十三—十号及び陳情第六十三—十二号につき

委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本陳情二件につきましては、委員会の冒頭にお諮りし一括して審査することにいたしました。

委員より、ことし三月に義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を全会一致で可決しており、内容はそれと変わらないものである。陳情者から直接聞いたわけではないが、年度がかわったので、また新年度に出してほしいということがあるようであり、意見書を出したらいいかと思うとの意見がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

○これより陳情第六十三十号及び陳情第六十三十二号について採決いたします。

本二件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本二件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六十三十号及び陳情第六十三十二号については、委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第十四陳情第六十三十三号福生市に非核都市宣言を求める陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、陳情第六十三十三号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

委員より、昭和四十五年に行っている世界平和都市宣言は、ここで言われる非核都市宣言と全く同じで、核の脅威と戦争の脅威を訴えており、あえて非核都市宣言をする必要はないと思うので、不採択にしてほしいとの意見がありました。

委員より、片方ではINFを全廃するなど平和への動きがある反面、トマホークがほとんど日本に来るような形で、世界の平和は予断を許さないという気がする。平和都市宣言をやっており、さらに非核都市宣言をしている都市もかなりあるし、世界でも非核都市連合をつくろうという動きがある。平和事業の予算もついた今、さらに非核都市宣言を行う形がよいと思う。陳情者の熱情も相当あると思われるし、この陳情を採択して非核都市宣言を進めるべきだと思ふとの意見がありました。

また委員より、こういった陳情が繰り返して出されているのは、市民全体の強い意見があるためであることは間違いない。世界平和都市宣言と非核都市宣言とは違うわけで、全国のいろいろなところで非核都市宣言を行っているのはすばらしいことであり、地方自治の流れでもある。ぜひ採択してほしいとの意見がありました。

後、起立により採決いたしましたところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。